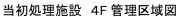
令和元年 10 月に発生したトラブル概要(2)

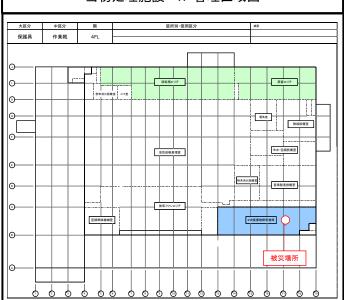
| Г <u>.</u> | <u> 17年70月に光工したドラブル帆安(2)</u> |
|-------------------|--|
| 区分 | Ⅲ (不休災害:休業を要しないが、通院加療が必要な労働災害) |
| 件 名 | 【当初施設】ドラム缶のレバーバンド間に左手小指を挟み開放骨折・挫傷 |
| 発生日時 | 令和元年 10 月 18 日(金) 14 時 50 分頃 |
| 発生場所 | 当初施設4階 2次廃棄物保管倉庫 (一般 PCB 廃棄物取扱区域) |
| 概要の概要 (経緯・措置等) | 【概要】 2次廃棄物を収納したドラム缶(総重量約50kg、うちドラム缶重量約20kg)を樹脂製パレット (1200×1200×150mm)に積載する作業を行っていた運転会社(MEPS)作業員4名のうち1名 (42歳。MEPS) 入社後の年数は5年7か月、当該作業の経験年数は半年)がドラム缶を床面から樹脂製パレット上に積載した際、手を掛けていたレバーバンドと隣り合わせのドラム缶のレバーバンドとの間に左手の小指を挟み、小指先端部を開放骨折・挫傷したもの。 なお、当該作業員へのPCB等の接触はなく、また操業への影響もなかった。 |
| | 【時系列】(時刻は頃) 10/18 13:30 2次廃棄物保管倉庫に4名の作業員が集合し、作業説明・役割分担後に作業開始。 14:00 活性炭吸着塔室にて、作業で使用する空ドラム缶の準備し、2次廃棄物保管倉庫へ移動。 |
| | 14:30 可燃性2次廃棄物をドラム缶に詰める作業と詰め終えたドラム缶をパレットに積載する作業を開始した。 14:50 床面からパレットにドラム缶を載せた際、ドラム缶同士のレバーバンド間に左手の小指先端を挟み被災した。 ・装備は下履き手袋、ラテックス手袋、皮手袋 |
| | ・他3名の作業員は同倉庫内の別場所で作業をしていた 14:50 トランス解体班班長、作業長、運転部副部長、統括運転部長に連絡し、救護室に移動。 |
| | 15:00 救護室にて MEPS が被災者の状況を確認後、JESCO 運転管理課課長代理に連絡。 15:07 救護室にて JESCO が被災者の状況を確認。 15:22 MEPS 職員 1 名が付き添い、社有車で神島整形外科医院に向かう。 16:10 JESCO が4階2次廃棄物保管倉庫の現場を確認。 16:20 同医院にて診察、治療を開始。治療は縫合と固定。 17:30 処置終了。診断は左小指開放骨折、左小指挫傷で2週間の加療。 17:55 作業員の帰社後、本人及び運転会社より経緯の説明を受ける。 18:30 作業員帰宅(10/19、20 指定休のため次回出社は 10/21 の予定) |
| | 10/19 神島整形外科医院より診断書の提出を受ける。 10/21 7:00 作業員出社。 10/25 14:00 ドラム缶を手作業では移動しないこととし、同作業を再開した。 10/28 同医院にて抜糸及び消毒をした。 |
| 原因·対策 | 【原 因】 ・ドラム缶を手で持ち上げてパレットに載せた。 ・ドラム缶をパレットに載せる際、手を挟むとの意識がなかったため、注意が不足していた。 【再発防止対策】 ・本作業においては、2次廃棄物を詰めたドラム缶を平置きとし、パレット上に移動させないよう作業内容を変更し教育を実施する。 ・その他のパレット上でドラム缶を移動させる作業に治具を使用できないか、現在検討を行っている。 |
| 連絡・公表の状況 | 【対外対応】 10/18 15:26 JESCO本社、15:28 道庁・循環型社会推進課、15:31 胆振総合振興局・環境生活課、15:34 室蘭市・環境課、15:39 室蘭労働基準監督署に電話第一報連絡。 10/24 13:30~15:00胆振総合振興局・環境生活課1名と室蘭市・環境課2名による環境保全協定に基づく立入検査を受検。 |

件名

ドラム缶のレバーバンド間に左手小指を挟み開放骨折・挫傷

図•写真





現場及び作業状況の写真





ドラム缶設置状況



検討中の治具

